

千葉県匝瑳市（国内 46 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 7 年 1 月 28 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（22 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は、平野部に位置し、付近は田畑に囲まれている。
- ② 当該農場は 2 階建てウインドウレス鶏舎 8 棟からなり、発生鶏舎は農場の北側に位置し、背中合わせ直立 8 段ケージ 6 列（各階 4 段）通路 4 本であった。発生時には、8 鶏舎中 7 鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。このほか、当該農場の衛生管理区域内に、集卵施設、堆肥舎、野菜処理施設等、衛生管理区域外に農場事務所、事務所兼直売所が併設されていた。
- ③ 鶏舎ごとのオールインオールアウトを実施しており、直近は約 160 日前に発生鶏舎への導入を行っていた。
- ④ 当該農場は令和 3 年 2 月 11 日（令和 2 年度シーズン国内 46 例目）、令和 5 年 1 月 29 日（令和 4 年度シーズン国内 70 例目）に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された農場であった。
- ⑤ 農場北西から南東にかけて流れる農業用水があるが、24 年 11 月から近隣養鶏農家が協力し 200m の範囲で 2.5m 間隔でテグスを張り、25 年 1 月 6 日にはテグスの範囲を 330m 延長した。
- ⑥ 農場北西約 1.4 kmにある工業団地調整池で 2 羽の水きんを確認した。

3 通報までの経緯

- ① 農場主によると、1 月 27 日に発生鶏舎（約 3.1 万羽、通報時 40 週齢）の最も北側に位置する 1 列の奥側の下から 4 段目及び 5 段目の隣接する 3 ケージで 7 羽の死亡が確認され（5 ケージで 1 羽、1 ケージで 2 羽）、鶏舎内でも死亡箇所が集中していたことから、農場主が鳥インフルエンザ簡易検査を行ったところ陽性となったため、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 飼養管理者が死亡鶏を確認した際に周囲の鶏において、沈鬱や嗜眠は確認されなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、農場主の他 10 名の従業員があり、4 名が飼養管理、4 名が集卵作業、2 名が堆肥関係作業を担っていたとのこと。
- ② 鶏舎内で飼養管理を行うのは 1 日当たり 3 名とのこと。飼育作業は、担当鶏舎を割り振って（固定ではない）それぞれの従業員が単独で行い、鶏舎内に複数の従業員が立ち入ることが無いようにしている。
- ③ 周辺農場と機材等の共有は行っておらず、従業員も他農場と兼任していないとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 当該農場の衛生管理区域と公道の境界にはフェンスと立入禁止を示す看板が設置され、衛生管理区域入口 2 か所（農場中央部及び農場北側）にはセンサー式車両消毒ゲートが設置されていたが、中央部の車両消毒ゲートは野菜処理施設に入る車両及

び集卵者のみが使用し、堆肥作業や育成鶏の搬入及び廃鶏の出荷のために入場する車両は、専ら北側の消毒ゲートを使用していた。

- ② 飼養管理者によると、従業員が農場に入る際は、衛生管理区域入口直前にある農場事務所で手指洗浄、衛生管理区域専用作業着への更衣及び衛生管理区域専用長靴への履き替えを行っていたとのこと。
- ③ 従業員が鶏舎に入る際は、鶏舎前室で手指消毒を行い、鶏舎のサービスルームで消毒薬（活性酸素系消毒薬及びマイクロ石灰）に浸漬した鶏舎専用長靴への履き替え及び全身の噴霧消毒を行っていたとのこと。
- ④ 外部業者が衛生管理区域内へ立ち入る際は、従業員と同じ手順で衛生管理区域・鶏舎に入っているとのこと。
- ⑤ 農場事務所入口に外来者用の立入りに関する記録簿が設置されていた。
- ⑥ 鶏舎外の集卵用バーコンベア上部は囲い屋根があり、防鳥ネットで覆われていた。発生鶏舎を含む一部鶏舎からのバーコンベアの鶏舎外部分は更にビニールで覆われていた。バーコンベアと鶏舎の接続部にシャッターは設置されていなかった。
- ⑦ 発生鶏舎では、入口反対側の妻側の壁面に設置された換気扇（南西に面する）から排気し、鶏舎平側の内壁上部にあるインレット（北西又は南東に面する）から入気する強制換気を行っていた。入気口には金網が設置されており、2024年12月からは金網の外側にフィルターを貼った木枠が設置されていたが、木枠が入気部分をふさぐ工事は実施前であった。インレットを自動制御で開閉することにより温湿度を調整していたとのこと。インレットには細霧装置が設置してあり、活性酸素系消毒薬を16分間隔で1分間散布していた。
- ⑧ 鶏舎外側の入気口上部の外壁には寒冷紗、防風ネットを貼ってあることに加え、散水設備が設置されており、14分間隔で1分間の散水を行い、防塵対策を行っていた。
- ⑨ 鶏糞は、各鶏舎4日に1回、除糞ベルトで各鶏舎裏の除糞小屋に搬出し、除糞小屋で鶏糞運搬用ダンプカーに積載後、衛生管理区域内の一次発酵堆肥舎へ運搬すること。1週間から13日ほどの一次発酵の後には、衛生管理区域外の二次、三次発酵堆肥舎に堆肥を運搬し更に発酵処理をしているとのこと。
- ⑩ 除糞ピットの鶏舎内開口部は板で閉鎖されていた。また、除糞小屋内の除糞ベルトの開口部はカバーで覆われていた。除糞小屋は作業時以外は扉が閉められているとのこと。
- ⑪ 死亡鶏は毎日衛生管理区域内の焼却炉にて処分していたとのこと。廃棄卵はバケツにためておき、鶏糞ベルトを稼働するタイミングで堆肥に混ぜこみ堆肥化しているとのこと。
- ⑫ 鶏舎周囲は10日に1回の頻度で消石灰を用いた消毒を実施している。

## 6 野鳥・野生動物対策

- ① 管理者によると、ネコ、タヌキは周囲の畑でまれに見かけるとのこと。ネズミはたまに見かけるため、毒餌、粘着テープが設置されていた。調査時に発生鶏舎のサービスルームで粘着シートにかかり死んでいるネズミを1匹確認した。調査時に鶏舎内外でネズミの糞を確認した。
- ② 鶏舎内には目立った隙間は認められなかった。堆肥舎や集卵用バーコンベア、クーリングパッドに防鳥ネットを設置されていた。
- ③ 管理者によると、発生の10日ほど前から、農場北約300mの畑（落花生畑）及びその近くの電線にて多数のカラスを確認したことから爆音機で追い払う等したものの、その時だけ逃げてもすぐさま飛来してしまい、数日後からは、更に異なる複数の大群が合流し、電線も空も畑も黒く埋め尽くされる程であったとのこと。電線下の道路に大量のカラスの糞があり、道路に石灰散布を実施したとのこと。畑のトラクター整地や空砲による威嚇も行ったが、殺処分開始後も早朝から昼前頃まで、毎日カラスの大群が電線と畑に飛来していたとのこと。また、発生の約5日前から発

生前日まで強い北風が吹いていたとのこと。調査時にはカラスを農場周辺で1羽見かけたほか、特にその他の野鳥は確認されなかった。

## 7 前回発生後の改善指導状況

- ① 経営再開にあたり、家畜保健衛生所は以下の事項を指示。
  - ・ 除糞小屋シャッター下側に小動物の入れる隙間が確認されたため、鶏舎全体を確認し、小動物が入れそうな隙間をふさぐこと
  - ・ 堆肥舎すべてに防鳥ネットを設置すること
  - ・ 飼料業者、集卵業者の衣服交換、手指消毒の実施状況の確認を徹底すること
- ② ①を受け、農場側は指導に基づき該当箇所の改善を行ったほか、以下の対策を実施。
  - ・ インレットに細霧装置の設置
  - ・ 寒冷紗によるインレットの被覆
- ③ 家畜保健衛生所は再開にあたり令和5年3月22日に改善状況を確認。また、令和6年10月18日にもシーズン前の飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行い、不備がないことを確認している。その他、地域の養鶏業者を対象とした会合や事務所への訪問の機会や、電話・メールを利用し、継続して指導を行っていた。

(以上)